

平成28年

寒河江市農業委員会第6回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第6回総会

日時 平成28年6月27日(月) 午前9時00分
会場 寒河江市立図書館 会議室

出席委員

1番 加藤友康	2番 菊地ひとみ	3番 土田彦雄
4番 猪倉通文	5番 黒田祐一	6番 影沢政俊
7番 土屋喜久夫	8番 菊地弘美	9番 石山邦一
10番 大泉邦彦	11番 眞木早百合	12番 相原稔
13番 小野義和	14番 佐藤義広	15番 奥山眞治
16番 菅井孝一	17番 鈴木久一	18番 柏倉吉美
19番 渡辺宏	20番 木村三紀	

事務局

事務局長 原田真司	局長補佐 佐藤利美
総務主査 佐藤陽一	総務係係長 高子英晴
農地係長 村上千尋	農地係主事 国井茂伸

議事

- (1) 議第25号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る審議について
- (2) 議第26号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第27号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第28号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第29号 農用地利用集積計画書の審議について

木村議長

まず初めに、(1)議第25号「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る審議について、事務局から説明を求めます。

事務局(局長補佐)

それでは、私のほうから、議第25号「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る審議について」ご説明を申し上げます。

本市が農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定で定めている「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について変更するため、市長から意見を求められております。

見直しの概要につきましては、議案の最後のページを開いていただきたいと思います。

改正理由を読み上げます。

農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、平成28年4月に「山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が改正されました。

そのため、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を、農業経営基盤強化促進法第6条第3項により見直しを行います。

続きまして、改正の概要を読み上げたいと思います。

法改正・県の組織機構の改正に伴う用語の整備等ということで、県農業会議が農業委員会ネットワーク機構に、農業生産法人が農地所有適格法人に変わっております。

農業協同組合法の条ずれにつきましては、第11条の31が第11条の50に、第72条の8が第72条の10に条ずれを起こしておりますので、それを修正しております。

改正後の「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正箇所につきましては、ページ番号が付番されておりましたが、38ページ以降、37ページまで付番

されていると思いますが、38ページ以降に新旧対照表が載っております。それをご確認をいただきたいと思います。下線部が改正されているところです。今回は単純に用語の改正と条ずれの修正だけになります。

ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

木村議長

ただいまの「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」見直しに係る審議について説明ありましたが、この件に関しまして発言のある方は挙手をお願いします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

木村議長

ないようですので、それでは採決いたします。

議第25号「寒河江市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る審議について、原案に異議なしの方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第25号は原案のとおり異議なしとして寒河江市長に回答します。

木村議長

それでは、議第26号から農地法関連の議案について上程します。

(2) 議第26号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第28号「非農地証明願の審議について」

(5) 議第29号「農用地利用集積計画書の審議について」
以上、議第26号から議第29号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限についてですが、議第29号「農用地利用集積計画書の審議について」、14番、佐藤義広委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。
渡辺会長職務代理者、よろしくお願ひします。渡辺委員。

渡辺委員

19番、渡辺です。

去る6月21日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として非農地証明願案件1件を実施し、審査しました。

議第28号「非農地証明願の審議について」。

順位6番、白岩地区の案件であります。この土地は10年以上耕作しておらず、ほとんどがのり面になっており、原野に戻してから隣地の方に売買をするとのことで、地主の方から申請のあった案件であります。現場を調査した結果、急斜面のところが多く、もう大分耕作しておらず、また、耕作も困難と見受けられましたので、異議ありませんでした。

なお、その他申請されました案件については、全て異議なしとされたところであります。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いいたします。事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

どうもご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時50分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時50分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

議事に入ります前に、利用集積計画書の審議の結果の報告について、事務局より説明があるそうです。よろしくお願ひします。

事務局（農地係長） 私より、利用集積の審議と集計の仕方について、何点か、先月の総会におきまして話題になりましたところがあります。

そこで、審議は借受者の地区で、集計は属地にて集計するということになりました。通常の場合の数であれば問題はないんですけれども、今回のように案件が少ないと、議案書11ページの利用集積の表の1行目が地区名、寒河江になっていますけれども、農地が日田ですので、12ページの集計表は西根に入ります。こういった場合の発表ですが、集計表に基づいて発表するというこのたびの事前審査会の話でなりましたのでご報告します。具体的には、本日は利用集積計画について結果を発表するのは西根・三泉地区だけとなります。このようになる月は少ないと思えますけれども、逆のケースも考えられますので、その都度、事前審査会で協議して、このように休憩をする前にお知らせしたいと思ひます。

以上です。

木村議長 ただいま事務局のほうから、利用集積の審議と集計の仕方

について説明がありましたけれども、今説明があつたとおりにしますので、それでご了解をお願いしたいと思います。

それでは、議事を再開します。

初めに、議第26号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、高松・醍醐地区、猪倉委員をお願いします。

猪倉委員

4番、猪倉です。

議第26号農地法第3条の規定による許可処分について。

(議案書順位18番朗読)

これにつきまして、去る事前審査会の前、6月18日、影沢委員と2人で現地を見てまいりました。そのとき、ちょうど譲受人が畑におりまして、そこで詳しく話を聞くことができました。三方が譲受人の農地に面しておりまして、一方が墓地に面しております。わずかな面積ですけれども、153平米という面積です。既にパイプハウスが建っておりました。もう耕作する気満々でありましたので、これはこれでいいのではないかと見てまいりました。ということであります。

木村議長

ありがとうございました。

次に、白岩地区、菊地ひとみ委員をお願いします。

菊地委員

2番、菊地ひとみです。

(議案書順位19番、20番朗読)

この件に関しまして、17日に眞木早百合委員と現地を調

査してきましたが、賃貸人は[REDACTED]であり、西川町内でも農地を集積し意欲的に農業に取り組んでおり、申請のとおりであれば問題はないと思われました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（農地係長）

順位18番から順位20番は、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第26号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第26号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江地区、土屋喜久夫委員をお願いします。

土屋委員

私のほうから順位26、27を報告します。

(議案書順位26番朗読)

この土地は、ちょうど落衣、陵南中学校の前に向かう大通りと高瀬大橋に向かうところの交差する大きな信号の一本西側の通りで、八幡原区画整理地内のど真ん中でございます。

現地を17日の日に小野委員と確認してまいりました。現況は両側にアパートが建っており、そこだけが農地として残っていたというようなところで、何の問題もないということを確認してまいりました。地区審査でも異議なしでございました。

(議案書順位27番朗読)

この土地は、シンフォニーさんから陵南中学校に向かう大通りに面した土地でございます。沼川の放水路のちょっと東でございます、これも両側にアパートが建っており、何ら住居敷地には問題がないというようなことで、17日の日に同じく小野委員と確認してまいりました。地区審査でも問題なしというようなことでございます。

木村議長

ありがとうございました。

次に、西根地区、鈴木久一委員をお願いします。

鈴木委員

17番、鈴木久一です。

(議案書順位28番朗読)

この案件につきまして、6月15日、加藤委員と現地を確認してまいりました。場所は、西根字石川という住所になっていますけれども、通称下河原部落というようなことで、加藤委員の住居も同じ村の中にありまして、村外れのところにありますけれども、第1種農地というようなことで、住宅地と接続がなされないということもありましたけれども、現場を見る限り地続きということでもいいのではないかというぐらい、中に育苗ハウスのような古ぼけたハウスがありましたけれども、農地と言えば農地だなどと思って見てまいりましたけれども、そんなことで、問題あると言えば問題ある、ただ、この所有者のほうで代替地というか、地域内で少し当たってみたところ、他はもう売ってくれないということで、ここしかなかったということで申請が出されたようであります。見る限り、集落の続きと見なされないこともないような状況ですので、そういったちょっと半分クエスチョンマークもつくような状態ですけれども、何とか許可をいただきたいというようなことも思ってきました。それから、地区審査でも異議ありませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局からただいまの鈴木委員の件も含めて詳しくご説明を願いたいと思います。

事務局(農地係長)

では、私のほうからご説明申し上げます。

順位26番、順位27番は、住宅建築用敷地への転用とな

っております。農地区分は都市計画区域内の用途地域内の農地となっておりますので、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、問題ないと考えます。

順位28番も、住宅建築用敷地への転用です。申請地は大規模に広がる農地の端の方に位置し第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、現地は集落との距離が最低限で、申請人から提出を受けた土地選定理由書から見ても、申請人が他に住宅を建築できる農地はなく、申請人の実情から見て代替性がないと考えられました。ですので、第1種農地の不許可の例外に該当する集落接続ということで許可相当と考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第28号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

白岩地区、菊地ひとみ委員をお願いします。

菊地委員

2番、菊地ひとみです。

議第28号「非農地証明願の審議について」、9ページをござらんください。

(議案書順位6番朗読)

この件に関しまして、6月9日に事務局、会長、眞木委員と、21日には事前審査会で現地を調査してきましたけれども、道路のすぐ脇で、のり面がすごい急なもので、農地というよりは原野と皆さんが判断してきました。なお、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、事務局から補足説明があればをお願いします。

(「特にありません」の声あり)

木村議長

ないようですので、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第 28 号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第 28 号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第 29 号「農用地利用集積計画書の審議について」、14 番、佐藤義広委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と地区審査の結果の報告をお願いします。
西根・三泉地区、鈴木久一委員をお願いします。

鈴木委員 17 番、鈴木久一です。
農用地利用集積計画書、11 ページをごらんください。

(議案書朗読)

以上です。

木村議長 ありがとうございます。
続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (農地係長) いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を

満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第29号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、農用地利用集積計画書は原案のとおり決定しました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(佐藤義広委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第29号は原案のとおり決定したことを報告します。

これで本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時13分

平成28年6月27日

第6回総会 議長.....

議事録署名委員 2番委員.....

議事録署名委員 3番委員.....